

# 資料 1

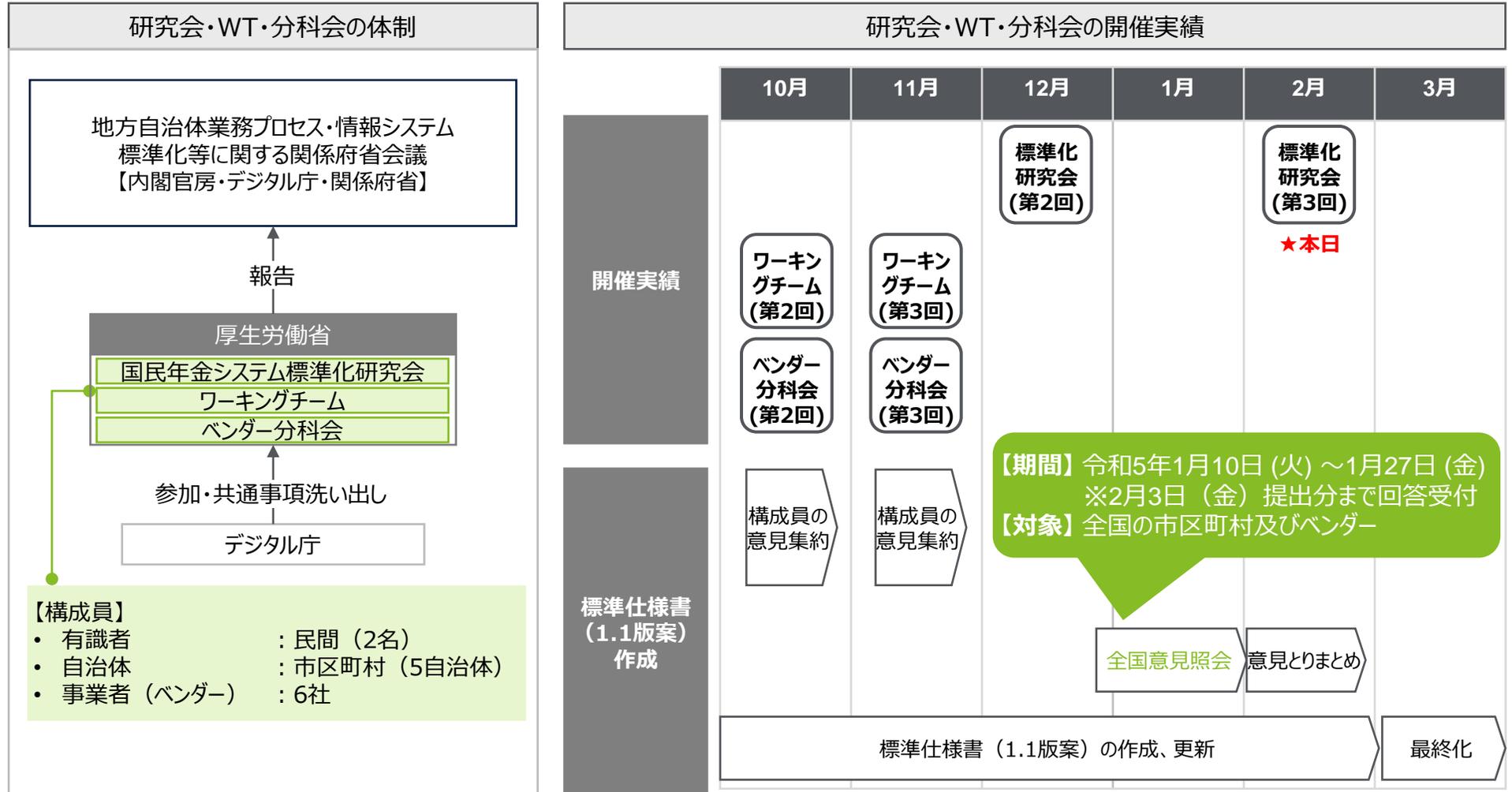
## 意見照会実施結果

# 意見照会実施概要

# 1. 意見照会実施概要

## 1-1. 意見照会の実施背景

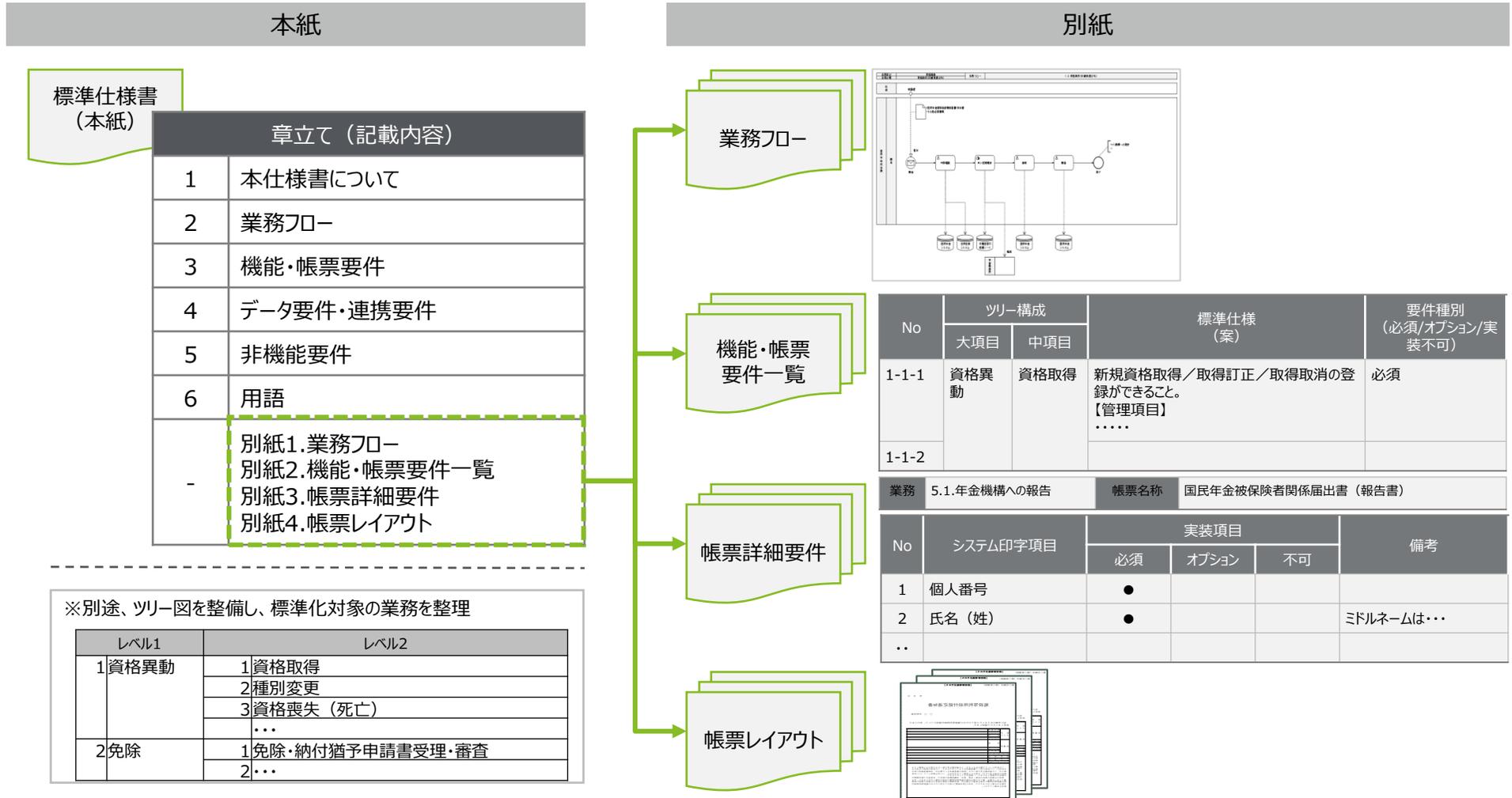
3月末の標準仕様書（1.1版）策定に向けて、各2回のワーキングチーム及びベンダー分科会と第2回研究会の協議を踏まえて作成した標準仕様書（1.1版案）に対して、全国意見照会を実施しました



# 1. 意見照会実施概要

## 1-2. 意見照会の対象資料

標準仕様書は、本紙と別紙（標準業務フロー、機能・帳票要件一覧、帳票詳細要件、帳票レイアウト）から構成されます  
これら一式について、改版に伴う変更箇所を中心に意見照会を実施しました



# 1. 意見照会実施概要

## 1-3. 質問項目 (1/2)

意見照会にあたっては、意見がある場合、団体・担当情報を記入の上、該当の回答票にてご意見を記載いただく形式としました。いただいた回答の一覧は「参考6 国民年金標準化\_標準仕様書案に対する意見照会\_ご意見一覧」をご参照ください

### (1) 団体・担当情報

①団体区分	②都道府県名	③市区町村名/事業者名	④部署名	⑤担当者名	⑥電話(外線)番号	⑦電子メールアドレス
記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須
5:市 1:指定都市	〇〇県	〇〇市	国保年金課	鈴木 太郎	045-XXXX-XXXX	XXXXXX@XX.lg.jp

### (2) 機能・帳票要件

No.	①回答元	②大項目	③中項目	④機能ID	⑤改版(案)要件	⑥改版(案)要件種別	⑦要件の考 方・理由	⑧既存シ ステムにお ける実装 有無	⑨意見 有無	⑩意見の 種類	⑪要件種別	⑫意見発 出理由	⑬根拠法令・通知等 の詳細な理由	⑭意見発 出者	⑮要件(修正後)
	記入 必須				条件により記入必須			記入 必須	記入 必須	条件により 記入必須	条件により記 入必須	条件により記入 必須	条件により記入 必須	記入 必須	条件により記入 必須
入力 例 市 (No. 1~ 11)	〇〇	0:共通	連携	69	住民記録システムとの連 携を行い、特定する時点の 住民記録システムの住民 情報について、パッチ(一 括送信)にて取得できるこ と			2:実装され ていない	1:意見な し	2:機能要件 削除	4:実装不可	5:その他	現行システムには搭 載されているが、当市 では利用しておらず、 移行後も利用予定が ない機能であるため	1:担当課	
入力 例 市 (No. 12以 降)	〇〇	1:資格異 動	資格取得	〇〇	国民年金システムに登録 した処理結果一覧表に登 録日、届出内容ごとに確認 できること				2:意見あ り	3:機能要件 修正	2:実装必須	3:住民サービ ス向上等を目的として 取り決めた事務であ るため	他団体でも必要な機 能と考えられることか ら、必須機能として良 いと考ええる。	1:担当課	国民年金システムに登 録した処理結果一覧表 を登録日、受付年月日、 届出内容ごとに確認で きること
7		1:資格異 動	1.5資格喪 失(60歳到 達)	026014 0	60歳以上の高齢任意加入 者・65歳以上の特例任意 加入者について予定喪失 処理を行えること	実装必 須機能 標準オプ ション機 能	日本年金機構に おける処理結果 の喪失日を確認 し入力する運用 も考えられること からオプションと する。								

回答必須の設問として11問設定

# 1. 意見照会実施概要

## 1-3. 質問項目 (2/2)

意見照会にあたっては、意見がある場合、団体・担当情報を記入の上、該当の回答票にてご意見を記載いただく形式としました。いただいた回答の一覧は「参考6 国民年金標準化\_標準仕様書案に対する意見照会\_ご意見一覧」をご参照ください

### (3) 帳票詳細要件

No.	①回答元	②事務名(レベル1)	③帳票名	④システム印字項目名	⑤意見の種類	⑥実装項目	⑦意見発出理由	⑧根拠法令・通知等の詳細な理由	⑨意見発出者	⑩要件(修正前)	⑪要件(修正後)
	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	条件により記入必須	記入必須	条件により記入必須	記入必須	条件により記入必須	条件により記入必須
入力例	〇〇市	6.情報提供・その他	14. 国民年金老齢福祉年金所得状況届	控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	3:印字項目名の変更	2:実装必須	5:その他	「控除対象配偶者及び扶養親族の合計数」の項目には内数の印字もあるため、システム印字項目名にその記載も必要と考える	1:担当課		控除対象配偶者及び扶養親族の合計数及び内数
1											
2											

### (4) 帳票レイアウト

No.	①回答元	②事務名(レベル1)	③帳票名	④意見の種類	⑤意見発出理由	⑥根拠法令・通知等の詳細な理由	⑦意見発出者	⑧意見の内容
	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	記入必須	条件により記入必須	記入必須	記入必須
入力例	〇〇市	1.資格異動	1. 国民年金被保険者関係届書(申出書)	10:その他	5:慣例運用のため		1:担当課	出力時間短縮のために、裏面の出力は不要
1								
2								

### (5) その他

No.	①回答元	②ご意見等の概要	③ご意見等	④意見発出者
入力例	神戸市	標準仕様書の使い方に関すること	.....	1:担当課
1				

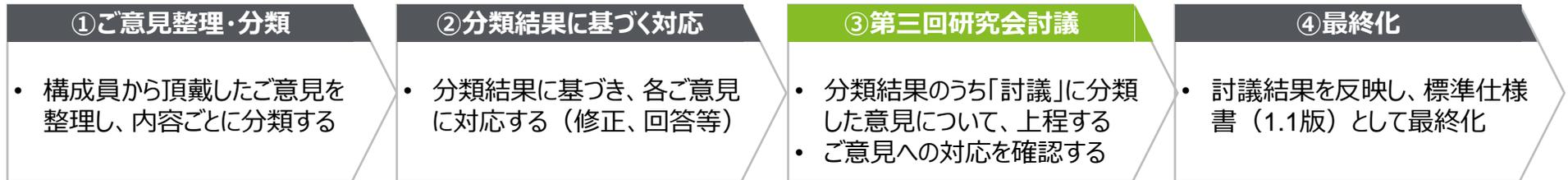
# ご意見への対応

## 2. ご意見への対応

### 2-1. ご意見の取り扱い

意見照会にて自治体及び事業者からいただいたご意見については、事務局にて対応方針を整理し、「質問」「指摘」に分類したご意見は本日配布の資料に反映済みであり、「討議事項」に分類したご意見については、次の議題にて討議します

#### 意見照会結果の取り扱い



アンケート  
回答

#### 意見の分類と対応の考え方

分類	事務局における対応
討議事項	✓ 意見を整理・集約、論点として整理し、研究会に上程する
指摘	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 指摘を取り込む場合、標準仕様書（本紙/機能・帳票要件一覧/帳票詳細要件/帳票レイアウト）を修正する</li> <li>✓ 指摘を取り込まない場合、標準仕様書は修正しない</li> </ul>
質問	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 回答を作成する</li> <li>※回答案をご意見一覧として添付</li> </ul>

ご意見毎の整理結果は  
参考6を参照



反映（済）

標準仕様書  
（1.1版）案  
※本日配布

ご意見一覧  
※本日配布

討議結果を反映

標準仕様書  
（1.1版）

業務フロー

機能・帳票要件

帳票詳細要件

帳票レイアウト

## 2. ご意見への対応

### 2-2. 回答票（2）機能・帳票要件の設問部分について

機能・帳票要件において改版を検討している機能の実装区分（実装必須機能、標準オプション機能）については、意見照会の回答数に基づき定義をします。

基本的な考え方

**【照会対象】**

回答票（2）機能・帳票要件のNo. 1～No.11の機能

**【前提】**

- ・回答数が全市町村（1,741）中、315以上であること（指定都市要件を除く）
- ・回答票提出による「意見なし」のほか、**メール本文による「意見なし」の回答も含む**
- ・指定都市要件の場合は意見照会回答数が11以上であること ※最終的に指定都市要件に対する設問はなし

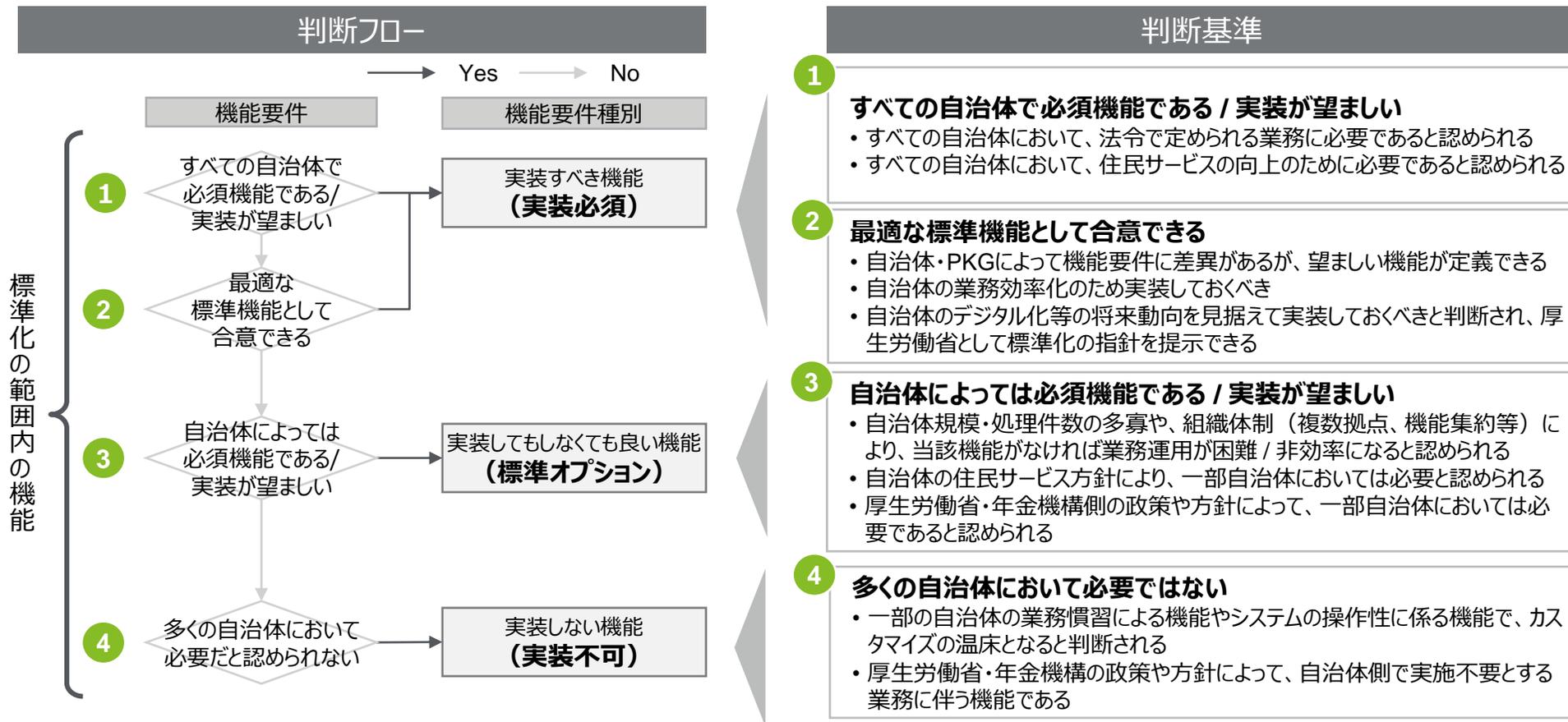
**【取り扱い方針】**

- ・以下の判断基準により要件に反映する
- ・回答数が必要数（315以上、指定都市は11以上）を満たさない場合、回答を参考情報とし、国民年金システム標準化研究会にて討議する

回答総数	判断基準	
	実装必須機能	標準オプション機能
過半数	<b>「実装必須」として採用</b>	<b>「標準オプション」として採用</b>
1～半数	<u>回答理由を踏まえ、第三回研究会（2月）にて討議</u> （参考）討議の視点例 ・一部市町村で有用な機能として「オプション」とするか ・実装すべきでない機能として、採用を見送るか	① 「実装必須」の意見が過半数の場合 <u>回答理由を踏まえ、第三回研究会（2月）にて討議</u> （参考）討議の視点例 ・「オプション」から「実装必須」へ種別を変更するか  ② ①以外の場合 <b>採用見送り</b>

# (補足) 機能・帳票要件の種別 (必須/オプション/実装不可) の設定基準

「実装必須機能」・「標準オプション機能」・「実装不可機能」の要件種別を設定にあたり、以下の判断フロー・判断基準をもとに要件種別を設定しています。



標準化の範囲内の機能

- 標準化の範囲内、上記のように定義しない機能（＝標準仕様書に明記されていない機能）は、実装しない機能（実装不可機能）とする
- 標準化の範囲外とした機能は、地方自治体からの要求、ベンダーの実装は、いずれも任意とする
- 画面要件や専ら操作性に関する便利機能は原則、標準化の範囲外とする

# 意見照会実施結果

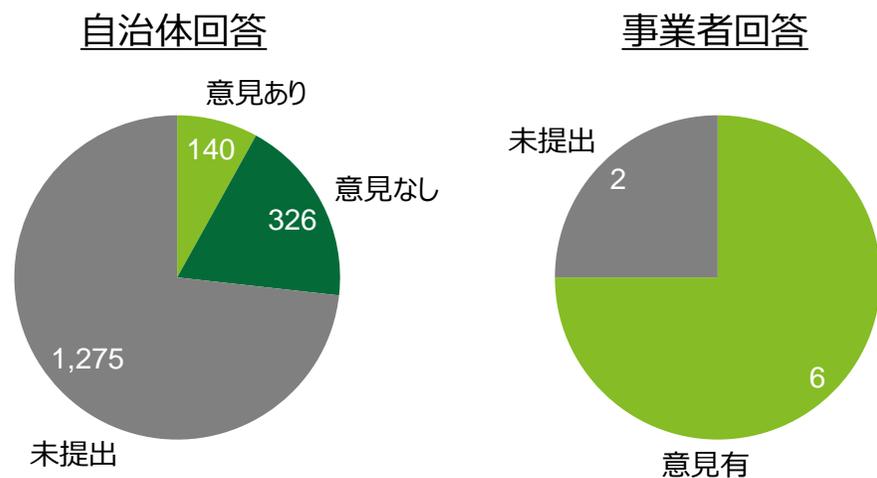
### 3. 意見照会実施結果

#### 3-1. 全体概要

全1,741自治体及び8事業者のうち、466自治体及6事業者よりご意見をいただきました  
また、総計で3,595件のコメントをいただきました

#### 意見照会実施結果

回答結果<sup>1</sup>



- ✓ 自治体：全1,741自治体中、140自治体は意見あり、326自治体から意見なしとの回答を受領（回答票提出率：26.8%）
- ✓ 事業者：全8事業者中、6事業者は意見ありとの回答を受領（回答票提出率：75.0%）

ご意見（コメント）件数

区分	討議事項	指摘	質問	意見なし	計
機能・帳票要件一覧	0	1,582	114	1,132	<b>2,828</b>
帳票詳細要件	0	378	69	-	<b>447</b>
帳票レイアウト	0	105	2	-	<b>107</b>
その他	0	149	64	-	<b>213</b>
				総計	<b>3,595</b>

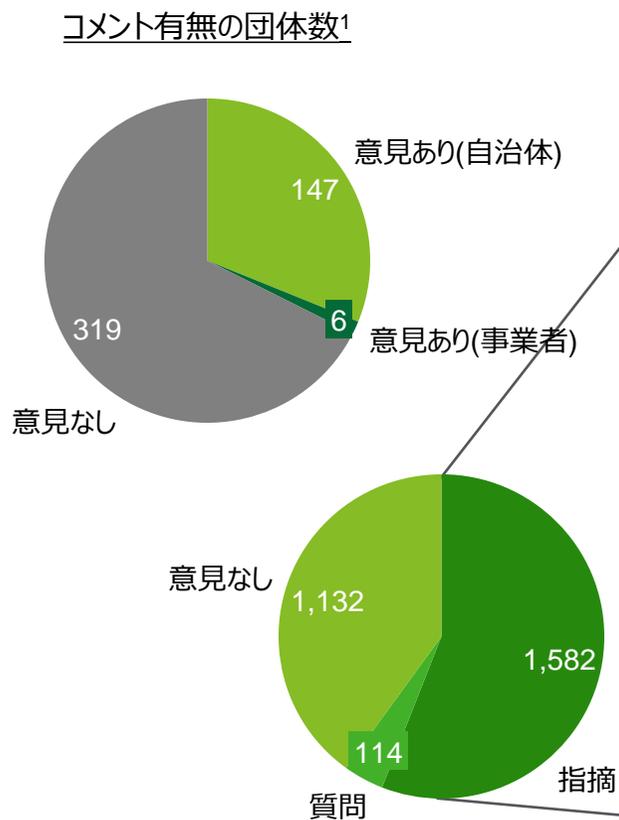
※設問部分に関して、異議がない意見を「意見なし」として集計

### 3. 意見照会実施結果

#### 3-2. 詳細：機能・帳票要件一覧

意見照会にて意見有及び意見無との回答を頂いた全472団体のうち、153団体より意見が寄せられました。計2,828件のコメントを精査した結果、指摘事項は1,582件、質問は114件、意見なしは1,132件に分類しました

#### 意見数及び指摘事項（機能・帳票要件一覧）



指摘箇所 ※指摘に対する対応は参考6参照		件数
0	共通	731
1	資格異動	1588
2	免除	171
3	付加	45
4	給付	81
5	年金機構報告・年金機構からの情報登録	76
6	情報提供・その他	67
7	統計・報告	4
8	その他	83

1:団体数の集計は、未提出の自治体数が多数存在するため、全体を意見有及び意見無の自治体・事業者とした

## (補足) 機能・帳票要件一覧に関する指摘箇所 (詳細: レベル2区分別)

指摘箇所 ※指摘に対する対応は参考6参照		件数
0.共通	0.1.検索	23
	0.2.照会・編集	20
	0.3.チェック	9
	0.4.被保険者・受給者情報管理	252
	0.5. EUC	32
	0.6.帳票作成	173
	0.7.連携	382
	0.8.システム管理	12
1.資格異動	1.1.資格取得	15
	1.2.種別変更	14
	1.3.資格喪失 (死亡)	42
	1.4.資格喪失 (海外転出)	208
	1.5.資格喪失 (60歳到達)	339
	1.6.資格喪失 (その他)	626
	1.7.国内転入	32
	1.8.国内転出	25
	1.9.氏名・性別・生年月日変更	55
	1.10.追加・訂正	16
	1.11.不在	28

指摘箇所 ※指摘に対する対応は参考6参照		件数
2.免除	2.1.免除・納付猶予申請書受理・審査	78
	2.2.学生納付特例申請書受理・審査	54
	2.3.免除理由該当等届受理・審査	31
	2.4.産前・産後免除申請書受理・審査	18
3.付加	3.1.付加加入	25
	3.2.付加辞退	24
4.給付	4.1.年金請求書等受理・審査	55
	4.2.年金生活者支援給付金請求書等受理・審査	23
5.年金機構報告・年金機構からの情報登録	5.1.年金機構への報告・送付	41
	5.2.年金機構からの情報登録	45
6.情報提供・その他	6.1.所得情報提供 (免除勧奨)	12
	6.2.所得情報提供 (継続免除)	1
	6.3.所得情報提供 (年金生活者支援給付金)	24
	6.4.所得情報提供 (年金受給者)	16
	6.5.公用照会対応 (免除・年金生活者支援給付金)	9
	6.6.住民記録システム情報提供	0
	6.7.所得証明 (年金生活者支援給付金)	3
	6.8.通知書再交付申請書受理	8
7.統計・報告	7.1.統計事務	5
8.その他	-	53

### 3. 意見照会実施結果

#### 3-3. 詳細：回答票（2）機能・帳票要件の設問部分について（1/3）

回答数が全市区町村（1,741）中、315以上である（基本的な考え方の前提を満たす）ため、機能・帳票要件において改版を検討している機能の実装区分（実装必須機能、標準オプション機能）については、意見有無の回答割合に基づき定義します

#### 機能・帳票要件の設問に対する回答結果

#	機能ID	改版（案）要件	改版（案）要件種別	回答総数	意見なし	意見あり※	回答結果を踏まえた対応
No.1	0260026	<b>個人住民税システムから連携された扶養情報に基づき、16歳以上19歳未満の扶養親族数を登録・修正・削除・照会算出し、確認・修正</b> できること  ※修正した情報については保持できるものとする	標準オプション機能	483	439 (91%)	44 (9%)	変更を採用
No.2	<b>0260391</b>	<b>住民記録システムとの連携を行い、特定する時点の住民記録システムの住民情報について、バッチ（一括送信）にて取得できること</b>	実装必須機能	484	445 (92%)	39 (8%)	変更を採用
No.3	0260071	住民記録システムとの連携を行い、住民記録システムの住民情報について、国民年金システムにて保持できること  【管理項目】 個人番号、宛名番号、生年月日、氏名（漢字・カナ・アルファベット）、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名、個人票/世帯票、旧氏・通称、世帯番号、支援対象者情報、世帯主、続柄、住民記録における異動履歴、留意事項・備考、メモ、 <b>電話番号</b> 、本籍・筆頭者、 <b>操作年月日、操作日時</b>	標準オプション機能	485	327 (67%)	158 (33%)	変更を採用

※主なご意見は次ページ参照

### 3. 意見照会実施結果

#### 3-3. 詳細：回答票（2）機能・帳票要件の設問部分について（2/3）

回答数が全市区町村（1,741）中、315以上である（基本的な考え方の前提を満たす）ため、機能・帳票要件において改版を検討している機能の実装区分（実装必須機能、標準オプション機能）については、意見有無の回答割合に基づき定義します

#	機能ID	改版（案）要件	改版（案）要件種別	回答総数	意見なし	意見あり*	回答結果を踏まえた対応
No.4	0260104	資格取得の届出者に対し、基礎年金番号の仮付番ができること	実装必須機能 標準オプション機能	482	329 (68%)	153 (32%)	変更を採用
No.5	0260392	該当者に対して住民記録システムの異動（海外転出）に伴い自動で喪失処理が行えること 【管理項目】 基礎年金番号、資格喪失年月日(転出日の翌日)、理由  ※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、表示できること 個人番号、氏名（漢字・カナ）、性別、生年月日、住所、転出予定日	標準オプション機能	483	328 (68%)	155 (32%)	変更を採用
No.6	0260139	60歳到達による期間満了処理の被保険者のうち、高齢任意加入予定者について高齢任意加入の登録・修正・削除・照会ができること	標準オプション機能	483	473 (98%)	10 (2%)	変更を採用
No.7	0260140	60歳以上の高齢任意加入者・65歳以上の特例任意加入者について予定喪失処理を行えること	実装必須機能 標準オプション機能	638	622 (97%)	16 (3%)	変更を採用
No.8	0260146	第1号→第3号への種別変更（第1号資格喪失扱い）に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、資格喪失の年月日及びその理由  ※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、表示できること 個人番号、氏名（漢字・カナ）、性別、生年月日、住所	実装必須機能	498	477 (96%)	21 (4%)	変更を採用

※主なご意見は次ページ参照

### 3. 意見照会実施結果

#### 3-3. 詳細：回答票（2）機能・帳票要件の設問部分について（3/3）

回答数が全市区町村（1,741）中、315以上である（基本的な考え方の前提を満たす）ため、機能・帳票要件において改版を検討している機能の実装区分（実装必須機能、標準オプション機能）については、意見有無の回答割合に基づき定義します

#	機能ID	改版（案）要件	改版（案）要件種別	回答総数	意見なし	意見あり※	回答結果を踏まえた対応
No.9	0260147	<del>第1号→第3号への種別変更に係る登録・修正・削除・照会ができること</del> 【管理項目】 <del>受付番号、本人確認書類が提出された旨、返付年月日（届書に不備等があった場合）、再受付年月日（不備訂正後の再提出があった場合）、却下通知年月日（再審査要の場合）、日本年金機構への報告年月日および返戻年月日</del>	標準オプション機能	468	467 (99%)	1 (1%)	変更を採用
No.10	0260148	被保険者のうち、 <b>60歳以上の高齢任意加入者</b> 、65歳以上の <b>特例任意加入者</b> の予定喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、資格喪失の年月日及びその理由、受付年月日、電子媒体収録有無、報告対象有無区分  ※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、表示できること 個人番号、氏名（漢字・カナ）、性別、生年月日、住所	実装必須機能 標準オプション機能	638	622 (97%)	16 (3%)	変更を採用
No.11	0260149	<del>被保険者のうち、65歳以上加入者の予定喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること</del> 【管理項目】 <del>受付番号、本人確認書類が提出された旨、返付年月日（届書に不備等があった場合）、再受付年月日（不備訂正後の再提出があった場合）、却下通知年月日（再審査要の場合）、日本年金機構への報告年月日および返戻年月日</del>	標準オプション機能	466	465 (99%)	1 (1%)	変更を採用

※主なご意見は次ページ参照

## (参考) 回答票 (2) 機能・帳票要件の設問部分に対するご意見について (1/3)

#	機能ID	改版(案)要件	主なご意見
No.1	0260026	<p><u>個人住民税システムから連携された扶養情報に基づき、16歳以上19歳未満の扶養親族数を登録・修正・削除・照会算出し、確認・修正</u>できること</p> <p><u>※修正した情報については保持できるものとする</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金法施行令第六条の九の二。上記政令により16歳条19歳未満の扶養親族は、所得税法で規定された特定扶養親族をもとに算出されるため、住民税システムに基づいた扶養親族数の算出は必須であると考えられる。</li> <li>免除申請時の申立てによる扶養数と税の申告時の扶養者数が異なること（誰の扶養になっているか、そもそも税の申告では扶養になっていない等）があり、所得税法上の扶養者数を知るためには連携は必須である。</li> </ul>
No.2	<b>0260391</b>	<p><u>住民記録システムとの連携を行い、特定する時点の住民記録システムの住民情報について、バッチ（一括送信）にて取得できること</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則リアルタイム連携であるならバッチで定期更新する機能はオプションでよいと考える。</li> <li>現在、日本年金機構から国保連合会経由で依頼された所得情報提供のために4月1日時点の住民情報は保持する機能を備えていますが、任意の時点について住民情報を保持することはできません。任意の時点については業務上必須とすべき理由はないと考え、オプションで良いと考える。</li> </ul>
No.3	0260071	<p>住民記録システムとの連携を行い、住民記録システムの住民情報について、国民年金システムにて保持できること</p> <p>【管理項目】 個人番号、宛名番号、生年月日、氏名（漢字・カナ・アルファベット）、性別、郵便番号、住所、国籍、外国人通称名、個人票/世帯票、旧氏・通称、世帯番号、支援対象者情報、世帯主、続柄、住民記録における異動履歴、留意事項・備考、メモ、<u>電話番号</u>、本籍・筆頭者、<u>操作年月日、操作日時</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民記録システムの情報は保持しておらず、必要な時に参照している。「操作年月日」、「操作日時」を含め、住民記録システムで保有する情報は参照できれば良く、年金業務の管理項目としては不要ではないか。</li> <li>年金生活支援給付金所得提供事務において、基準日以前に遡及転出した後に転入通知で基準日以降の異動日に変更となった対象者の所得データが取得されなかった事象が発生したため、システム改修した経緯がある。操作年月日を考慮して所得提供の対象とするか判別するよう改修したと聞いており、正しく所得提供するためにはこの要件は必須と思われる。</li> </ul>

## (参考) 回答票 (2) 機能・帳票要件の設問部分に対するご意見について (2/3)

#	機能ID	改版(案)要件	主なご意見
No.4	0260104	資格取得の届出者に対し、基礎年金番号の仮付番ができること	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮付番ができないと、資格取得の際に市民が提出する書類が多くなるため。</li> <li>未付番者の受付が多く、仮付番を行わずに管理するのは困難である。</li> <li>また、年金機構からの付番通知を待たず、免除申請書等の情報を入力するためにも当該機能はを使用しており、今後も必須としていただきたい。</li> </ul>
No.5	<b>0260392</b>	<p><b>該当者に対して住民記録システムの異動(海外転出)に伴い自動で喪失処理が行えること</b></p> <p><b>【管理項目】</b>  <b>基礎年金番号、資格喪失年月日(転出日の翌日)、理由</b></p> <p><b>※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、表示できること</b>  <b>個人番号、氏名(漢字・カナ)、性別、生年月日、住所、転出予定日</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金法第12条3項より、住基法上の転出届(国外)があったときは国民年金の資格喪失の届出があったものとみなす規定あり(※)。そのため、被保険者からの資格喪失届による報告のみではなく、住民部門からのデータ連携による資格喪失の報告を想定した機能が必要。※参考 国民年金実務第2467号(令和3年10月25日)</li> <li>この機能が搭載されない場合、国外転出の大半を占める外国人等の資格喪失漏れが大量に発生し、それに伴う未納者が大幅に増加するのではないかと考える。不要な納付勧奨や送付物など個人情報に係るトラブルも懸念されるため、連動処理は必須と考える。</li> </ul>
No.6	0260139	<b>60歳到達による</b> 期間満了処理の被保険者のうち、 <b>高齢</b> 任意加入予定者について <b>高齢任意加入</b> の登録・修正・削除・照会ができること	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢任意加入の受付は法定受託事務であり、受け付けた内容については市町村で把握しておく必要があるため。</li> </ul>
No.7	0260140	<b>60歳以上</b> の高齢任意加入者・ <b>65歳以上</b> の特例任意加入者について <b>予定喪失処理</b> を行えること	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢任意加入者・特例任意加入者の正確な喪失は市町村ではわからないと思われる。処理結果等で取り込みできればよいのではないかと考える。</li> </ul>
No.8	0260146	<p>第1号→第3号への種別変更(第1号資格喪失扱い)に係る登録・修正・削除・照会ができること</p> <p><b>【管理項目】</b>  <b>基礎年金番号、資格喪失の年月日及びその理由</b></p> <p>※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、表示できること  <b>個人番号、氏名(漢字・カナ)、性別、生年月日、住所</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1号喪失中とするか、種別変更(3号取得中)とするかは市町村の任意でよいと考える。</li> </ul>

## (参考) 回答票 (2) 機能・帳票要件の設問部分に対するご意見について (3 / 3)

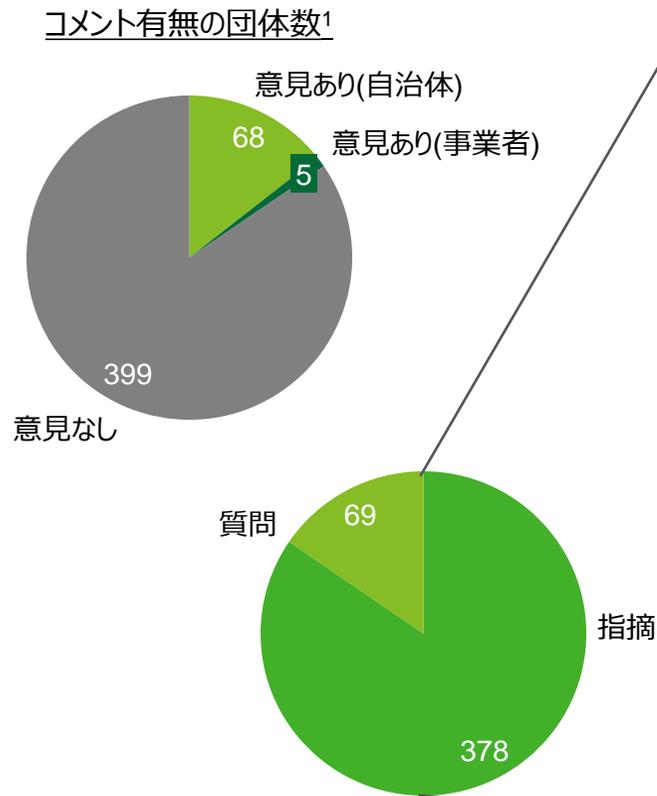
#	機能ID	改版(案)要件	主なご意見
No.9	0260147	<del>第1号→第3号への種別変更に係る登録・修正・削除・照会ができること</del> 【管理項目】 <del>受付番号、本人確認書類が提出された旨、返付年月日(届書に不備等があった場合)、再受付年月日(不備訂正後の再提出があった場合)、却下通知年月日(再審査要の場合)、日本年金機構への報告年月日および返戻年月日</del>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3号種別変更届は自治体では受付しないものであるが、当市では1号取得の際に「再取得」か「種別変更」かを区別するために3号記録の登録・修正・削除等の管理を行っている。この機能が削除されたとしても3号記録の管理は可能か。</li> </ul>
No.10	0260148	被保険者のうち、 <b>60歳以上の高齢任意加入者</b> 、65歳以上の <b>特例任意加入者</b> の予定喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、資格喪失の年月日及びその理由、受付年月日、電子媒体収録有無、報告対象有無区分  ※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、表示できること 個人番号、氏名(漢字・カナ)、性別、生年月日、住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国民年金市町村事務処理基準」第3章第12条より市町村から任意加入の資格喪失申出を進達するよう求められており、当区ではシステムに入力したデータを光ディスクで進達しているため。</li> <li>1.1版案機能ID260140と260148は同一機能のように解釈できる。また、1.1版案機能ID260100と260148は同一機能のように解釈できる。</li> </ul>
No.11	0260149	<del>被保険者のうち、65歳以上加入者の予定喪失に係る登録・修正・削除・照会ができること</del> 【管理項目】 <del>受付番号、本人確認書類が提出された旨、返付年月日(届書に不備等があった場合)、再受付年月日(不備訂正後の再提出があった場合)、却下通知年月日(再審査要の場合)、日本年金機構への報告年月日および返戻年月日</del>	<ul style="list-style-type: none"> <li>0260100には予定喪失の記載がないため、0260100と重複として削除するのは問題がある。記載を残すべき。</li> </ul>

### 3. 意見照会実施結果

#### 3-4. 詳細：帳票詳細要件

意見照会にて意見有及び意見無との回答を頂いた全472団体のうち、72団体より意見が寄せられました。計447件のコメントを精査した結果、指摘事項は378件、質問は69件に分類しました

#### 意見数及び指摘事項（帳票詳細要件）



指摘箇所 ※指摘に対する対応は参考6参照		件数
1	国民年金被保険者関係届書（申出書）	54
2	国民年金被保険者関係届書（報告書）	40
3	国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書	20
4	国民年金保険料免除・納付猶予申請書	70
5	国民年金保険料免除・納付猶予申請（市町村確認書）	22
6	国民年金保険料学生納付特例申請書	48
7	国民年金保険料学生納付特例申請（市町村確認書）	15
8	居所未登録者報告書	23
9	居所未登録者住所判明報告書	13
10	国民年金関係報告書	13
11	電子媒体届書総括票	12
12	国民年金関係書類送付書	25
13	国民年金 障害基礎年金・遺族基礎年金 所得状況届	17
14	国民年金老齢福祉年金所得状況届	13
15	特別障害給付金所得状況届	2
16	老齢・補足的な老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届	29
17	障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届	31

1:団体数の集計は、未提出の自治体数が多数存在するため、全体を意見有及び意見無の自治体・事業者とした

### 3. 意見照会実施結果

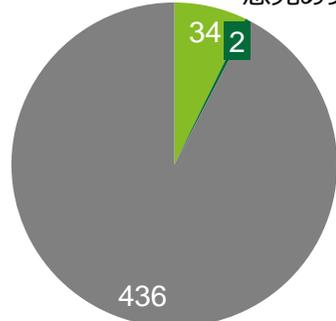
#### 3-5. 詳細：帳票レイアウト

意見照会にて意見有及び意見無との回答を頂いた全472団体のうち、36団体より意見が寄せられました。計107件のコメントを精査した結果、指摘事項は105件、質問は2件に分類しました

#### 意見数及び指摘事項（帳票レイアウト）

コメント有無の団体数<sup>1</sup>

意見あり(自治体) 意見あり(事業者)



質問



指摘箇所 ※指摘に対する対応は参考6参照		件数
1	国民年金被保険者関係届書（申出書）	17
2	国民年金被保険者関係届書（報告書）	2
3	国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書	1
4	国民年金保険料免除・納付猶予申請書	7
5	国民年金保険料免除・納付猶予申請（市町村確認書）	15
6	国民年金保険料学生納付特例申請書	5
7	国民年金保険料学生納付特例申請（市町村確認書）	7
8	居所未登録者報告書	1
9	居所未登録者住所判明報告書	1
10	国民年金関係報告書	0
11	電子媒体届書総括票	0
12	国民年金関係書類送付書	0
13	国民年金 障害基礎年金・遺族基礎年金 所得状況届	25
14	国民年金老齢福祉年金所得状況届	8
15	特別障害給付金所得状況届	18
16	老齢・補足的な老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届	0
17	障害・遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届	0

1:団体数の集計は、未提出の自治体数が多数存在するため、全体を意見有及び意見無の自治体・事業者とした

### 3. 意見照会実施結果

#### 3-6. 詳細：その他

意見照会では、標準仕様書に対する意見の他、標準化全般に関してもご意見をいただいております

区分		ご意見例※指摘に対する対応は参考6参照
本紙	用語に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子媒体収録の有無と報告対象有無の違いはなにか。</li> <li>市町村という表現が多くみられるが市区町村や自治体という表現が正しいのではないか。</li> </ul>
業務	業務フローについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>免除申請再審査申出に関する業務フローがないが問題ないか。</li> </ul>
機能	種別変更の異動について	<ul style="list-style-type: none"> <li>喪失事由の「種別変更」、喪失理由の「3号移行」はどのように使用するかわからない。</li> </ul>
	日本年金機構とのデータ連携について	<ul style="list-style-type: none"> <li>全被保険者のマイナンバーと基礎年金番号の紐づけを行えば、本来被保険者が市町村あてに住所、氏名、生年月日等の変更届出を出す必要性はないと思われる。また、「住基で確認できない」という旨の文書・電話照会が多いため年金機構側のシステム対応やデータ連携を早急に進めてもらいたい</li> </ul>
	同一機能の重複定義について	<ul style="list-style-type: none"> <li>異動事由別に同一機能が定義多く定義されています。全異動事由共通の機能については、可視性を高める意味でも、例えば資格異動共通といった分類で、1つの定義とされてはいかがか。</li> </ul>
他	データ要件及び連携要件について	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル庁の資料：地方公共団体基幹業務システム_基本データリスト（国民年金）には、国保取得事由や喪失事由などの項目がないが、問題ないか。</li> </ul>
	ベンダー選定等に係る国の相談対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベンダ選定時に、例えば、導入しようとしているシステムでひとつの実装必須機能について、自治体の視点からは機能が十分ではないが、ベンダ側が十分だと主張し、話が平行線になった場合、相談できる窓口はあるか。</li> <li>契約後、ベンダ側から徐々にベンダロックインに似たような状況を作られた時に相談できる窓口はあるか。</li> </ul>